平成 16 年 2 月 12 日

神奈川県教育委員会 委員長 平出 彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会 会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて(答申)

平成 12 年 9 月 19 日付けで諮問された教育庁が所管する特定のスポーツ振興団体に係る支出命令票等不存在の件(諮問第 117 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、次に掲げる文書を作成又は取得していないため存在しないと して、公開を拒んだことは、相当である。

- (1) 平成4年度から平成12年度までの特定のスポーツ振興団体分支出命令票及びその付属書類一式
- (2) 不服申立人が別件の行政文書公開請求に基づいて平成 12 年 7 月 14 日に 閲覧し、写しの交付を受けた執行伺い 49 件の文書に関する第三者告知に伴 う書類一式
- (3)上記(2)の執行伺い 49 件分の文書を除く国民体育大会派遣旅費に関する平成4年度から平成8年度までの執行伺票兼支出命令票、旅費請求書、旅行命令簿、出張伺い等及びその付属書類一式

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成12年7月17日付けで、神奈川県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)に対して、次に掲げる文書(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。
 - ア 平成4年度から平成12年度までの特定のスポーツ振興団体分支出命令 票及びその付属書類一式(以下「振興団体分支出命令票等」という。)
 - イ 不服申立人が別件の行政文書公開請求に基づいて平成 12 年 7 月 14 日 に閲覧し、写しの交付を受けた執行伺い 49 件の文書に関する第三者告知 に伴う書類一式(以下「第三者告知文書」という。)
 - ウ 上記イの執行伺い49件分の文書を除く国民体育大会派遣旅費(以下「国体派遣旅費」という。)に関する平成4年度から平成8年度までの執行伺票兼支出命令票、旅費請求書、旅行命令簿、出張伺い等及びその付属書類一式(以下「国体派遣旅費執行伺票等」という。)
- (2) これに対し、県教育委員会は、平成 12年7月31日付けで、本件行政文書を作成又は取得していないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。

- (3) 不服申立人は、平成 12 年 8 月 8 日付けで県教育委員会に対して、行政 不服審査法第 4 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨 の不服申立てをした。
- 3 不服申立人の主張要旨
 不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。
- (1)本件行政文書の存否について
 - ア 振興団体分支出命令票等について
 - (ア) 実施機関は、振興団体分支出命令票等を管理していないとして、公開拒否の処分を行ったが、不服申立人は本件公開請求に係る請求書には平成4年度から平成12年度までの特定のスポーツ振興団体分支出命令票及び付属書類一式と記載しており、特定のスポーツ振興団体(以下「振興団体」という。)が管理する文書ではなく、実施機関である県教育委員会に対して、県教育委員会が管理する文書を公開請求したものであるから、実施機関の本件公開請求に係る文書特定の判断は誤りである。

また、実施機関は、仮に本件公開請求の内容の解釈に迷いがあったならば条例及び神奈川県行政手続条例に基づき、公開拒否の処分を行う前に不服申立人に対して公開請求した文書の特定(補正)を求める義務があるにもかかわらず、その義務を怠ったものであり、実施機関の解釈の仕方は極めて偏向したものである。

(イ)教育庁経理課は、振興団体に対して平成7年度及び平成8年度に負担金、補助金及び交付金の名目で支出しており、支出命令票を作成、 管理している事実がある。

したがって、これに関する文書が存在するはずである。

(ウ)実施機関は、振興団体は実施機関とは別の組織であり、振興団体の 業務は実施機関の職員が職務専念義務を免除(以下「職専免」という。) されて行っているため、振興団体が管理する振興団体分支出命令票等 は行政文書には該当しない旨説明している。しかし、振興団体の事務 局は、実施機関の事務室内にあり、また、職専免を受けていない職員 が業務に関与している実態がある。

(エ)実施機関は、過去に振興団体の預金通帳を複数回にわたり公開しており、振興団体分支出命令票等が実施機関が管理する行政文書ではないということはこのことと整合性がない。実施機関が管理する行政文書と振興団体が管理する文書の公開を併せて行うか、少なくとも実施機関が管理する行政文書を公開する義務がある。

イ 第三者告知文書について

- (ア) 実施機関は、不服申立人の行政文書公開請求に対し、対象文書が多量であること及び第三者に関する情報が含まれているため、第三者告知を行うことを理由に諾否決定の期間を延長した。
- (イ)実施機関は、第三者告知文書について第三者告知は行わなかったため、存在しない旨説明しているが、それにより閲覧を早めた事実がないのであるから、第三者告知を行わなかったこと及び対象文書そのものが不存在であるとの理由で公開を拒否することについては納得できない。
- ウ 国体派遣旅費執行伺票等について
- (ア)実施機関は、国体派遣旅費執行何票等について、既に公開されている平成4年度から平成8年度までの国体派遣旅費の執行伺い49件の文書のほかには行政文書は存在しない旨説明するが、実施機関はこの5年間のうち、平成5年度の大会別調査集計表、旅費を流用して消費した分の領収書等を管理していながら公開していない。
- (イ)実施機関の職員は、平成4年度以前から、毎年行われる国体の派遣 旅費は役員、監督及び選手に全額交付し、残金及び返金はないと精算 報告していたが、その実態は職員による残金数千万円の不正流用であ る。飲食等に消費していた領収書等を実施機関は管理していながら公 開に応じておらず、行政文書が存在しないとの実施機関の判断は誤り である。

エ その他

- (ア)実施機関は、行政文書の公開を原本で行うべきである。
- (イ)実施機関は、対象行政文書が著しく大量であることを理由に諾否決

定を長期にわたり延長しながら、実際には当初の説明よりも明らかに 文書量が少なかったにもかかわらず、諾否決定の期間の延長を変更し なかった事例があり、適正な制度の運用を図るべきである。

- (ウ)本件処分は、条例第1条で請求者に認めている公開請求権を侵害したもので、条例が定める請求者の公開請求権が尊重されていない。
- 4 実施機関(教育庁教育部スポーツ課)の説明要旨 実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。
- (1)本件行政文書について
 - ア 振興団体分支出命令票等について

振興団体分支出命令票等は、平成4年度から平成12年度までの振興団体の支出命令票及びその付属書類一式である。

イ 第三者告知文書について

第三者告知文書は、不服申立人が神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例第6条の規定に基づき、平成12年3月21日付けで公開請求した平成4年度から平成8年度までの国体派遣旅費の執行伺い49件の文書について、実施機関が第三者への告知を行った書類である。

ウ 国体派遣旅費執行伺票等について

国体派遣旅費執行伺票等は、不服申立人が平成 12 年 7 月 14 日に閲覧 し、写しを交付された国体派遣旅費の執行伺い 49 件の文書を除く国体 派遣旅費に関する平成 4 年度から平成 8 年度までの執行伺票兼支出命令 票、旅費請求書、旅行命令簿及び出張伺い等及びその付属書類一式であ る。

- (2)本件行政文書の存否について
 - ア 振興団体分支出命令票等について
 - (ア)振興団体分支出命令票等は、振興団体が管理する文書であり、振興 団体は県教育委員会及び県内各市町村教育委員会で構成される団体で あって、その役員も市町村の職員が就任しており、県教育委員会とは 別の組織である。
 - (イ)振興団体の業務は県教育委員会の本来の業務ではないため、振興団

体の業務に従事している実施機関の職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づき職専免を受けている。また、振興団体の文書については、実施機関の文書を管理するファイリングキャビネットとは別に職専免を受けている実施機関の職員が振興団体の文書として管理している。

(ウ)振興団体の経費は県教育委員会及び県内各市町村教育委員会の分担金は、金等で賄われることになっているが、県教育委員会からの分担金は、平成8年度までは交付していたが、平成9年度以降については、振興団体の総会の議決により免除されており、県教育委員会は分担金を支出していない。

不服申立人は、実施機関が振興団体から取得した上記の分担金に関する行政文書を含めて公開請求した旨主張するが、これらの行政文書は既に別の公開請求で不服申立人に公開されており、本件公開請求の対象とは理解していない。

- (エ)過去に振興団体の預金通帳を複数回公開したことがあるが、これは、 実施機関の金庫で他の預金通帳等と併せて保管していたことや、当時、 国体旅費の不正流用の問題があり、その実態を明らかにすべきである との考慮もあったため、例外的に公開請求の対象として取り扱ったも のである。しかし、その後、この取扱いを改めて、本件請求時点では 実施機関が管理していないものについては公開請求の対象とはしない こととしている。
- (オ)以上のことから、振興団体分支出命令票等を実施機関が管理してい ないため、不存在として公開を拒む決定を行った。

イ 第三者告知文書について

実施機関は、不服申立人から公開請求のあった平成4年度から平成8年度までの国体派遣旅費の執行伺い49件の文書の諾否決定に当たり、対象情報が多量であり、公開非公開の判断に時間を要すること及び国体に派遣された多数の選手及び役員の住所、氏名、印影等の第三者に関する情報が含まれていることから団体等に対し、第三者告知を行う必要があると考えたため、諾否決定の期間の延伸を行った。

しかし、その後、調査を進めると国体のパンフレット等で選手名、種目、所属団体等が公表されていることが確認できたため、これらの情報は公開することができると判断し、第三者告知を行わなかった。

したがって、第三者告知文書を実施機関が作成していないため、不存在として公開を拒む決定を行った。

- ウ 国体派遣旅費執行伺票等について
 - (ア) 国体派遣旅費執行伺票等のうち、平成4年度から平成8年度までの 国体派遣旅費に関する執行伺票兼支出命令票、旅費請求書、旅行命令 簿及びその付属書類一式については、既に不服申立人に公開した平成 4年度から平成8年度までの国体派遣旅費の執行伺い49件以外の文 書は、存在しない。
- (イ) 平成4年度から平成8年度までの出張伺いのうち、選手等に係る分については、国体への選手等の派遣決定は特定の協会(以下「本件協会」という。)が行っており、実施機関は、この派遣決定を基に旅費を支出するため、出張伺いを作成する必要がない。また、実施機関の職員に係る分については、旅費を支出する前に出張伺いを作成する必要があるが、出張伺いは、神奈川県教育庁等文書管理規程(以下「文書管理規程」という。)により保存期間が3年であるため、本件公開請求時点では、保存期間の満了により、廃棄済みである。
- (ウ) 不服申立人は、国体派遣旅費執行伺票等として、旅費の不正経理に 関する領収書等の文書が存在する旨主張するが、これらの行政文書は 既に別の公開請求で不服申立人に公開されており、本件公開請求の対 象とは理解していない。
- (エ)以上のことから、国体派遣旅費執行伺票等を実施機関が管理してい ないため、不存在として公開を拒む決定を行った。

5 審査会の判断理由

(1)審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会 審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から 口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。 それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2)本件行政文書の存否について

ア 振興団体分支出命令票等について

(ア)実施機関は、振興団体が県教育委員会及び県内各市町村教育委員会で構成された団体であること、振興団体の業務に従事している実施機関の職員は職専免を受けていること、振興団体の文書については実施機関のファイリングキャビネットとは別に職専免を受けている実施機関の職員が振興団体の文書として管理していることなどから、振興団体と県教育委員会とは別の組織であって、振興団体が管理する振興団体分支出命令票等は実施機関が管理する行政文書には当たらない旨説明している。

これに対し、不服申立人は、実施機関が過去に振興団体の預金通帳を公開していることから、振興団体分支出命令票等が別の団体が管理する文書で実施機関が管理する行政文書ではないとすることはこのことと整合性がない旨主張している。

条例第3条では、行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう」と規定している。

振興団体は、県教育委員会及び県内各市町村教育委員会で構成され、その役員も市町村教育委員会の職員が就任しており、県教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。また、実施機関の職員が振興団体の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するために職専免を受けており、さらに振興団体の文書は、振興団体の事務局業務に従事する実施機関の職員が実施機関の管理する行政文書とは別に振興団体の文書として管理している。こうしたことからすると、振興団体が作成した文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、実施機関が管理する文書とは認められない。

- (イ)実施機関が例外的な措置として過去に振興団体の預金通帳を公開したとしても、このことをもって振興団体分支出命令票等を実施機関が管理する行政文書として取り扱うべきものとは解されない。
- (ウ)また、不服申立人は、実施機関が管理する行政文書の公開と振興団体が管理する文書の公開を併せて行うべき旨主張しているが、現に実施機関の職員が職務上取得していない状態で、振興団体において管理されている文書は、行政文書には該当しないと解される。
- (エ)不服申立人は、振興団体分支出命令票等について、実施機関は振興団体に対し平成7年度及び平成8年度に分担金を支出していることからも振興団体分支出命令票等を作成、管理している事実があり、当該文書も本件公開請求の対象に含めるべきである旨主張している。

当審査会が調査したところ、実施機関は振興団体に対して平成8年度まで交付していた分担金に関して、執行伺票兼支出命令票等を作成していたが、これについて、不服申立人は、本件公開請求後の平成13年1月4日付けで「振興団体に関する執行伺票・支出命令票のすべて(支払通知合計表:内訳)(支払通知一覧表:支払通知書、集合伝票の支払通知書、内訳)」として公開請求し、このうち、「振興団体に関する執行伺票・支出命令票のすべて(平成7、8年度分担金)」を既に平成13年1月18日付けで全部公開の決定(以下「別件公開決定」という。)を受けたことが認められる。

以上のとおり、不服申立人は既に別件公開決定により、実施機関が管理する振興団体に関する執行伺票・支出命令票等の公開を受けていることからすると、不服申立人が本諮問案件に係る不服申立てにおいて、当該文書を本件公開請求の対象に含めるべきであると主張する意義は、失われたものと考える。

イ 第三者告知文書について

(ア)当審査会において平成4年度から平成8年度までの国体派遣旅費の 執行伺い49件の文書の諾否決定に係る延伸通知を見分したところ、 延伸の理由の一つとして「第三者への告知に時間を要するため」と記 載されていることが認められる。 実施機関は、この点について、諾否決定の期間の延伸後に調査を行った結果、国体のパンフレット等で選手名等が公表されていることが確認できたため、第三者告知をする必要がなくなった旨説明している。このことからすると、「第三者への告知に時間を要するため」との記載は、延伸理由の説明としては不十分な面があるものの、その趣旨は、第三者告知の要否の判断をも含めて第三者告知に時間を要するとしたものであると解される。

- (イ)したがって、第三者への告知を行わなかったため、第三者告知文書 は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。
- ウ 国体派遣旅費執行伺票等について
 - (ア) 実施機関は、国体派遣旅費執行伺票等について、国体への選手等の派遣決定は本件協会が行うため、実施機関において選手等の出張伺いを作成する必要がなく、また、実施機関の職員については出張伺いを作成するが、出張伺いの保存期間は、文書管理規程の規定により3年であるため、本件公開請求時点では、平成4年度から平成8年度までの出張伺いは、保存期間の満了により廃棄済みである旨説明している。

選手等の出張伺いは本件協会が派遣される選手等の派遣決定を行う ことから実施機関が出張伺いを作成する必要がないため、存在しない という実施機関の説明は合理的なものであり、首肯できる。

また、当審査会において文書管理規程を確認したところ、平成4年度から平成7年度までの実施機関の職員の出張伺いについては、平成11年4月1日改正前の文書管理規程第47条第2項の「3年に属する文書の項」で「(4)出勤簿、休暇等申請(届出)簿、介護休暇申請簿、出勤状況報告書、時間外勤務及び休日勤務命令簿、週休日又は休日振替簿、時間外登退庁簿、証人等としての出頭に関する届、事務引継書その他職員の服務に関する文書」と規定されており、これに該当するものと解される。また、平成8年度の実施機関の職員の出張伺いについては、平成11年4月1日改正後の文書管理規程が適用され、同規程第55条第2項の「3年に属する行政文書の項」で上記の改正前の文書管理規程と同じ趣旨の規定があり、これに該当するものと解され

る。

したがって、本件公開請求時点では、実施機関の職員の出張伺いは 保存期間の満了により廃棄済みであるという実施機関の説明は首肯で きる。

(イ)不服申立人は、国体派遣旅費執行伺票等について、既に公開されている平成4年度から平成8年度までの国体派遣旅費の執行伺い49件の文書のほかには行政文書は存在しない旨実施機関は説明するが、実施機関はこの5年間のうち、平成5年度の大会別調査集計表、旅費を流用して消費した分の領収書等を管理していながら公開しておらず、また、飲食等に消費していた領収書等を管理していながら公開に応じておらず、行政文書が存在しないとの実施機関の判断は誤りである旨主張している。

当審査会が調査したところ、不服申立人が主張する平成5年度の大会別調査集計表について、不服申立人は、平成12年5月29日付けで「国民体育大会派遣旅費調査結果について(平成9年7月報告)の表1、表2及び資料3の算出根拠となった書類一式」を公開請求し、既に平成12年7月27日付けで一部公開の決定を受けたことが認められる。

また、不服申立人が主張する旅費を流用して消費した分の領収書等について、不服申立人は、平成9年 11 月5日付けで「平成4年度から平成8年度までの国体旅費に係る不正流用分1,700万円余の使途が明らかになる書類(領収書等)及び約700万円余の流用により飲食した職員が明らかになる書類」について公文書の閲覧等の請求をし、平成9年11月19日付けで「平成4年度から平成8年度までの国体旅費に係る不正流用分1,700万円余の使途が明らかになる書類(領収書等)」について全部公開の決定を受け、「約700万円余の流用により飲食した職員が明らかになる書類」については支出関係書類が不存在のため、非公開決定を受けたことが認められる。

(ウ) したがって、不服申立人の主張する平成5年度の大会別調査集計表、 旅費を流用して消費した分の領収書等は、既に不服申立人に一部公開 されており、一般に同一人が同じ行政文書を重ねて公開請求することは考え難いことからすると、実施機関がこれらの文書を本件公開請求には含まないものと解したことが不合理であるとはいえない。

(エ)以上のことからすると、国体派遣旅費執行伺票等は存在しないとの 実施機関の説明は、首肯できる。

(3)その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記3(1)エの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処	理	内	容
平成 12 年 9月 19日	諮問			
9月28日	実施機関	に非公開等	理由説明書	の提出を要求
平成 13 年 8 月 20 日	実施機関	から非公開	等理由説明	書を受理
8月29日	不服申立	人に非公開	等理由説明	書を送付
平成 15 年 3 月 17 日 (第 20 回部会)	審議			
4月17日 (第21回部会)	審議			
4月30日	指名委員	により不服	申立人から	意見を聴取
5月21日	指名委員 理由説明		機関の職員	から非公開等
8月7日 (第25回部会)	審議			
9月3日 (第26回部会)	審議			
10月20日 (第27回部会)	審議			
12月25日 (第29回部会)	審議			

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現	職	備考
金子	正史	獨協大	学 教 授	
鈴木	敏 子	横浜国立	大 学 教 授	部 会 員
竹森	裕子	弁護士(横刻	兵弁護士会)	
田中	隆三	弁護士(横済	兵弁護士会)	
玉巻	弘 光	東海大	学 教 授	部 会 員
千 葉	準 一	東京都立	大 学 教 授	会長職務代理者
堀 部	政 男	中央大	学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 16 年 2 月 12 日現在) (五十音順)